

議案第 5 1 号

飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント」を「無利子」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第 3 項中「元利均等償還」を「元金均等償還」に改め、同条第 4 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例第 1 4 条並びに第 1 5 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

令和元年 6 月 7 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(利率及び保証人) 第14条 災害援護資金は、<u>無利子とする。</u> 2 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。</u> 3 <u>前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u> (償還等) 第15条 災害援護資金の償還は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u> 2 省略 3 償還方法は、<u>元金均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u> 4 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。	(利率) 第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u> (償還等) 第15条 災害援護資金の償還は、<u>年賦償還とする。</u> 2 省略 3 償還方法は、<u>元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u> 4 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。

る。	とする。
----	------

3

この政令による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第九条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

4

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第十条の」を「第九条の」に改め、同条第五項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第七項中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に改め、同条第八項を削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十六号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び第四項中「又は半年賦償還」を「半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第八条を削る。

第九条中「第七条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「保証人」を「災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附則第二項及び第三項第二号中「が第十一条第一項」を「が第十条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第十条」とあるのは、「第九条」とする。

第二十三條の五を削る。

第二十三條の六を第二十三條の三とし、第二十三條の七を第二十三條の四とし、第二十三條の八を第二十三條の五とする。

第二十五條第三号中「第十六條の二」を「第十七條」に改め、同条第四号中「第十七條第一項又は第二項（これらの規定を）」を「第十八條第一項」に改め、「厚生労働大臣」を削り、同条第五号中「第十七條第一項又は第二項（これらの規定を）」を「第十八條第一項」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第一條 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七號）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第五章 罰則（第三十三條）」に改める。

第二十七條中「いう」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に必要と認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

本則に次の一章を加える。

第五章 罰則

第三十三條 正当な理由がなく、第二十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

（老人福祉法の一部改正）

第十二條 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三號）の一部を次のように改正する。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十一條第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者

二 第十條の四第一項又は第十一條の規定による措置を受けた老人又はその扶養義務者であつて、正当な理由がなく、第三十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

（介護保険法の一部改正）

第十三條 介護保険法（平成九年法律第百二十三號）の一部を次のように改正する。

第六十九條の三十八第二項中「又は当該都道府県の一を」若しくは当該都道府県の一に、「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「は、当該介護支援専門員を」又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者」に改める。

第六十九條の三十九第三項第三号中「行った」を「行い、情状が特に重い」に改める。

第三章 経済産業省関係

（自転車競技法の一部改正）

第十四條 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九號）の一部を次のように改正する。

第二條中「及び都道府県知事」を削る。

第四章 国土交通省関係

第十五條 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二號）の一部を次のように改正する。

第十二條の二を削る。

第五十三條の見出し中「申込み等」を「申請等」に改め、同条中「土地鑑定委員会又は」、「第十二條の二」及び「申込み」を削り、「申込み等」を「申請等」に改める。

第五十五條中「第十二條の二」を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條、第五條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三條の規定並びに附則第一條から第十三條まで、第十六條及び第十七條の規定 公布の日

二 第三條（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の改正規定に限る。）、第四條（第四号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四條の規定並びに附則第四條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第十五條の規定並びに附則第十四條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）別表第一不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二號）の項の改正規定に限る。）及び第十五條の規定 平成三十一年一月一日

四 第二條、第三條（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第四條（子ども・子育て支援法第三十四條第一項第一号、第三十九條第二項及び第四十條第一項第二号の改正規定に限る。）及び第七條の規定並びに次条及び附則第三條の規定 平成三十一年四月一日

五 第十條の規定並びに附則第八條及び第十四條（第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十一年四月一日

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二條 第二條の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十條第四項の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援

護資金の貸付けについて適用し、同日以前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際現に第三條の規定（附則第一條第二号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「旧認定子ども園法」という。）第三條第一項又は第三項の認定を受けている施設（中核市（地方自治法第二百五十二條の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下この条において同じ。）が設置するものに限る。）については、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日において当該中核市の長が第三條の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「新認定子ども園法」という。）第三條第一項の規定による公示をしたものとみなす。この場合においては、同条第十二項の規定は、適用しない。

2 附則第十一條第一項の規定により中核市の長がした新認定子ども園法第三條第一項又は第三項の認定とみなされた附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日前に都道府県知事がした旧認定子ども園法第三條第一項又は第三項の認定については、新認定子ども園法第三條第十項の規定は、適用しない。

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第四條の規定（附則第一條第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の子ども・子育て支援法（以下この条において「旧支援法」という。）第三十一條第三項（旧支援法第三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二條第三項の規定により行われている協議の申出は、第四條の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条において「新支援法」という。）第三十一條第三項（新支援法第三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二條第三項の規定により行われた届出とみなす。

参考

法律第六十六号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係（第一条―第五条）
- 第二章 厚生労働省関係（第六条―第十三条）
- 第三章 経済産業省関係（第十四条）
- 第四章 国土交通省関係（第十五条）
- 附則

第一章 内閣府関係

（災害対策基本法の一部改正）

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三を第七十四条の四とする。

第七十四条の二第二項中「同条第二項」の下に「第七十四条第一項」を加え、「当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を「災害発生市町村長」に改め、同条を第七十四条の三とする。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による応援の要求）

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長（次項及び次条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。

2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施について、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第九十二条第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正）

第二条 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「その利率を延滞の場合を除き年三パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率」に改める。

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（以下単に「指定都市」を「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」に、「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第三項中「指定都市」を「指定都市等」に、「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第五項中「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第七項、第八項及び第十項から第十二項までの規定中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（抜 粋）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三